

ふるさと納税 過去最多の777件

お礼の宝くじ奏功、認知度向上も

宇部市への2014年度のふるさと納税（寄付）の件数は777件、総額は252万3千1000円で、いずれも前年度を上回ったほか、件数は過去最多、総額も2番目を記録した。市政企画課では、同納税制度の認知度の向上や、市独自の取り組みであるお礼の品に宝くじを贈る実験事業などが増加の要因と分析している。

総額は前年度の2.5倍

件数はこれまでで最多だった13年度の126件から651件増と、大幅な増加。金額は前年度比1518万7000円の増加で、大口寄付があった12年度の4928万2000円に次ぐ額。前年度に比べ、件数、金額とも増えた理由の一つとして挙げられる宝くじコースは、市の知名度アップ、歳入の増加を目指すことと実施。昨年12月の年末ジャンボと今年3月のグリーンジャンボくじをお礼の品に用意したところ、計420件、879万円の寄付があり、件数は全体の54・1%、金額は34・8%を占める

など好評だった。

ただ、宝くじ以外のお礼の品を希望した寄付も357件、1644万1000円と、いずれも前年度を上回っており、納税制度が広く知れ渡ってきたことや、市が昨年6月からインターネット上で支払いができるクレジ

ット納付制度を導入して納税者の手間を簡素化する環境整備に努めてきたことなども増加の要因とみている。

寄付金の活用希望は「市長に任せる」が最も多い1577万円。「未来を担う子供たちへの教育支援」が600万7000円、「産学連携の推進による産業振興」が135万8000円と続いた。市長に任せるとされた寄付金に関して、市ではと

きわミュージアムの整備工事費用などに利用する予定。

ふるさと納税は、ふるさとへの寄付金。ふるさとに定義はなく、出身地以外でも、お世話になったところや、これから応援したい場所など、思いがあるふるさとを自由に選べる。

制度の問い合わせは同課（電話34-8113）へ。（杵永）

2015年 ふるさと納税 特産品・特典ランキング | ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」

ふるさと納税とは？

ふるさとチョイスとは？

Q&A

自治体関係者の方へ

いいね！

2.5万

シェア

1.6万

先達までの寄附申込み累計 1,959,257 件



2015年 ふるさと納税なんでもランキング

総合PV数ランキング

地域別PV数ランキング

PV数急上昇ランキング

検索カテゴリランキング

みんなが選ぶお礼の品

みんなが選ぶ自治体

2014年寄附金額・件数ランキング

ふるさと納税の寄附金額と寄附件数の多かった自治体様のTOP10です。

集計期間：2014年1月1日～12月31日（ふるさとチョイス調べ）

※寄附件数ランキング7位の鳥取県境港市の集計期間は、2014年4月1日～12月31日となります。

寄附金額TOP10

1	長崎県平戸市	1,278,840,371円
2	佐賀県玄海町	932,058,000円
3	北海道上士幌町	910,975,609円
4	宮崎県綾町	832,478,008円
5	島根県浜田市	621,700,185円
【6位】	鳥取県米子市	495,111,008円
【7位】	山形県天童市	475,375,126円
【8位】	佐賀県小城市	428,217,938円
【9位】	宮崎県都城市	401,210,325円
【10位】	大阪府泉佐野市	389,767,179円

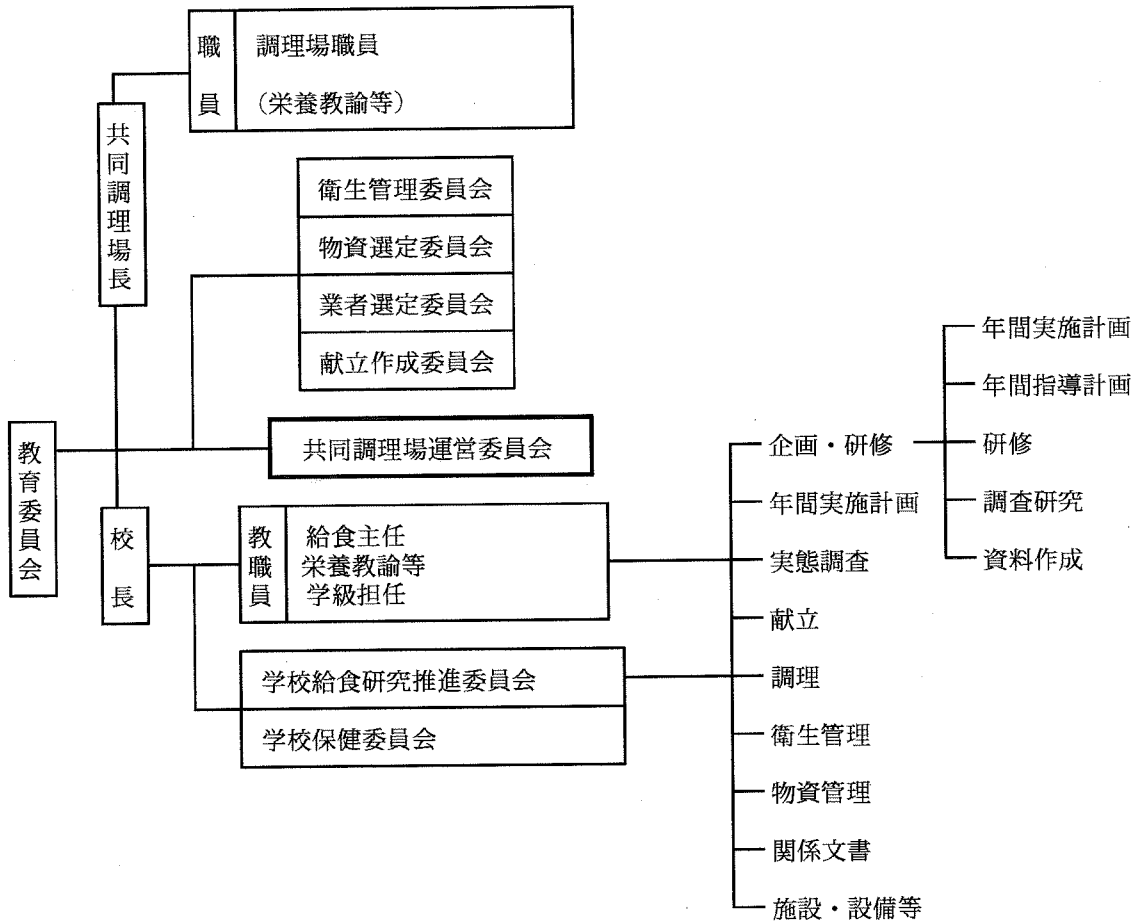
寄附件数TOP10

1	宮崎県綾町	55,141件
2	北海道上士幌町	51,695件
3	鳥取県米子市	42,326件
4	山形県天童市	39,516件
5	佐賀県玄海町	39,150件
【6位】	島根県浜田市	38,446件
【7位】	鳥取県境港市	34,059件
【8位】	長野県飯山市	31,887件
【9位】	長崎県平戸市	30,697件
【10位】	宮崎県都城市	21,336件

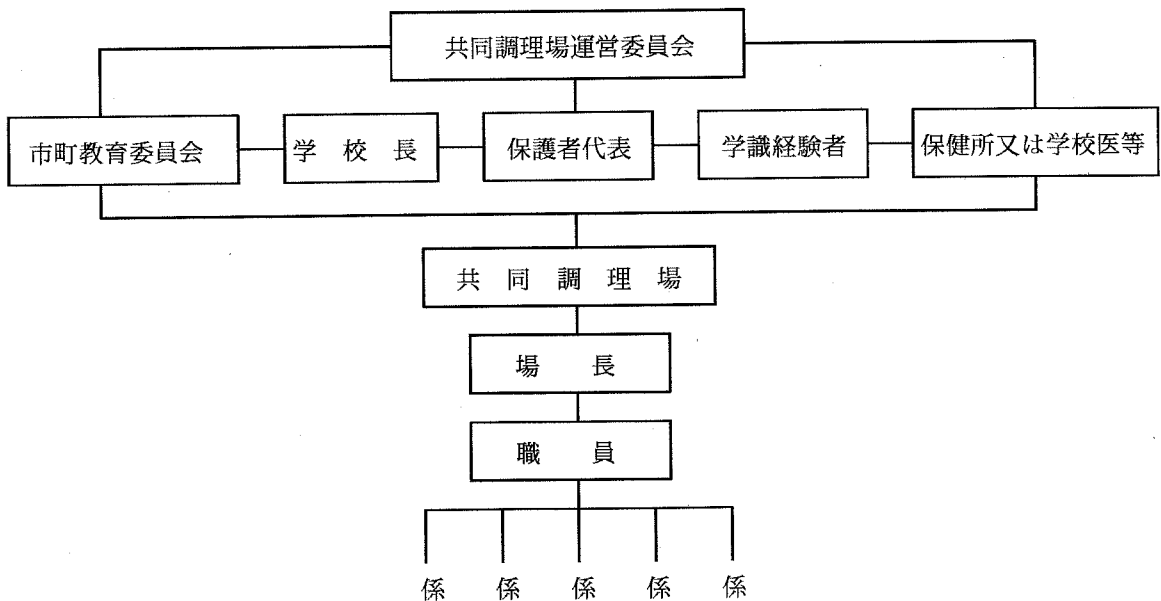
共同調理場の運営においては、特に、学校との連携・協力が大切です。関係学校との連携を図るために、運営委員会とは別に、給食主任及び児童生徒との対話を定期的に図る必要があります。

(2) 組織について

【共同調理場方式】(運営組織例)



共同調理場運営委員会組織 (参考例)



○横手市学校給食センター設置条例施行規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市学校給食センター設置条例(平成17年横手市条例第291号)第5条の規定に基づき、横手市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 給食センターに所長、事務職員、栄養士、調理員、運転手及びその他の職員を置くことができる。

(職及び職務)

第3条 職員の職及び職務は、横手市行政組織規則(平成17年横手市規則第3号)第13条の例による。

(業務)

第4条 給食センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 物資の調達に関する事。
- (2) 学校給食費の算定に関する事。
- (3) 施設設備及び労務等の管理に関する事。
- (4) 経理その他一般事務に関する事。
- (5) 献立作成、衛生管理及び栄養の調査研究に関する事。
- (6) 調理に関する事。
- (7) 輸送に関する事。
- (8) 機械の操作及び管理に関する事。

(給食基準日数)

第5条 給食センターの行う給食は、年間を通じ200日以内を基準(以下「基準日数」という。)とし、授業日の昼食時に実施するものとする。

(給食費の負担)

第6条 1日当たりの平均基準額は、次のとおりとする。

- (1) 小学校児童 275円
 - (2) 中学校生徒 305円
- 2 給食費1人当たりの年額は、基準日数の範囲内において定めたその年度の給食日数に次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。
- (1) 小学校児童及び中学校生徒(以下「児童等」という。) 前項の平均基準額
 - (2) 県費負担教職員及び職員(横手市立小中学校に勤務する者を含む。以下次号及び第8条第2項において同じ。)のうち横手市立小学校に勤務する者 前項第1号の平均基準額に20円を加えた額
 - (3) 県費負担教職員及び職員のうち前号以外の者 前項第2号の平均基準額に20円を加えた額
- 3 児童等の転入があった場合は、前条に規定する基準日数の範囲内において定めたその年度の給食日数から、既に給食を実施した日数を控除した日数に、それぞれ1日当たり平均基準額を乗じて得た額とする。

(給食費の納入方法)

- 第7条 前条に定める給食費は、年額を10期に分割し納入するものとする。ただし、その納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。
- 2 児童等の転入があった場合は、前条第3項に定める額を残納期数に分割し、納入するものとする。その場合において、100円未満の端数があるときは、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。到来する納期がない場合においては、直ちに納入するものとする。
 - 3 前2項の納期は、5月から翌年2月まで、各月の25日(その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)とする。
 - 4 給食を受けた日数が第5条の規定する基準日数の範囲内において定めたその年度の給食日数を超えた場合は、前条第1項に定める1日当たり平均基準額にその超える日数を乗じて得た額を第2項に準じて納入するものとする。

(給食費の日割計算による精算)

第8条 学校長を通じて欠食届を提出した場合は、次により日割計算の上精算するものとする。

- (1) 児童等の転出又は死亡による場合は、その事由により給食を受けなかった日数
- (2) 病気又は事故その他の事由により給食を受けない日が引き続き4日を超える場合は、この超える日

II 学校給食費

1 学校給食費の算定

諸物価の高騰、家計への影響などからすれば、給食費はできるだけ安くしたいという考えがありますが、発育盛りの児童生徒の栄養量を確保し、かつ魅力ある食事にするためには、地域の食生活水準に即応した適正な額の給食費でなければなりません。

給食費の決定に当たっては、ただ周囲の他の学校の給食額をそのまま用いたり、最初に月額給食費の枠を決め、それから1人1食当たりの単価を割り出すようでは、適正な給食費を決めることはできません。

設定に当たっては、年間の給食実施回数、物価の変動などの見通しを立てて、一定の額を設定することが望まれます。

(1) 学校給食費の法的根拠

給食費の内容については、学校給食法第11条に規定されていますが、それによると、学校給食の運営に必要な施設・設備の整備費、調理従事員等の人件費については学校の設置者が、それ以外の経費（食材料費、光熱水費等）については、保護者の負担とすとなっています。学校給食法第11条では単なる経費の区分を示したものであり、学校の設置者が光熱水費の一部又は全部を負担することはなんら差し支えがなく、むしろ、給食費にかかる保護者の負担軽減という見地からすれば、その方が望ましいことは明白です。

給食費の法的性格として、給食費の取扱い方法には、公会計（市町の収入とし、納入業者に対する支払いについても市町の予算を組んでその支出として支払う方法）と、私会計（学校長または共同調理場長の責任で管理し、徴収・支払いをする方法）があります。どちらの方法をとるかは、市町の実情に応じて市町の判断に任されています。

	経費区分	負担区分	法的根拠	内 訳	備 考
学校給食に要する経費	食材料費	保護者	学校給食法第11条第2項	米飯、パン、牛乳、副食等	1 通常「給食費」といわれるもの。
	光熱水費	保護者又は設置者		調理、洗浄等の経費	1 管理的経費の性格が強いため設置者負担が望ましい
	施設設備費	設置者	学校給食法第11条第1項	学校給食施設設備費	1 運営管理に要する経費。 2 経費区分は左欄通りであるが、給食費を保護者に代わって設置者が負担することは禁止していない。
	修繕費	設置者	学校給食法第11条第1項、同法施行令第2条2号	学校給食施設設備の修繕費	
	人件費	設置者	学校給食法第11条第1項、同法施行令第2条1号	学校給食に従事する職員に要する給与等	

2 学校給食費の取扱い方

(1) 給食費徴収方法の決定

給食費の徴収や、購入した物資の支払いが円滑に行われるためには、徴収金額・徴収回数・徴収方法が十分検討され、決定する必要があります。

学校給食費は、各学校が児童生徒の保護者から徴収し、校長（共同調理場長）が管理し、必要に応じて業者等に支払うことになります。この場合、学校及び共同調理場においては、金融機関に口座を設けて、収入・支出が行われるのが一般的です。（私会計の場合）

なお、文部省体育局長名で出された行政実例によると、学校給食費は学校長限りの責任で管理してもよいとしながらも、一方では、市町村の歳入歳出として、徴収・支払いを行ってもよいというきわめて弾力的な考え方が示されていて、各市町の実情に応じてそれぞれの判断に委ねられています。

給食費の徴収方法

児童生徒から直接徴収	P T A の係から徴収	保護者が振込む	保護者口座から自動振替
保護者 ↓ 児童生徒 ↓ 学級担任 ↓ 収入係	保護者 ↓ P T A の係 ↓ 収入係	保護者 ↓(振込用紙) 金融機関 ↓ 給食費の口座	保護者の銀行口座 ↓ (指定日) ↓ 給食費の口座

III 施設・設備

1 調理場施設

調理場施設内の環境が悪ければ、そこで働く調理従事員の健康管理、作業効率、衛生管理の充実も図れません。また、調理施設内で取り扱う食品類に対しても、細菌の繁殖も増進するものと考えられます。

施設内の調理従事員や食品に関与する主な条件として、気温・湿度・気流・炭酸ガス・塵埃・空中落下菌・照度（明るさ）などがあります。細菌の繁殖ということ考えると、気温25℃以上、湿度80%以上の環境では、増殖の好条件の場所となります。排水や換気についても、特に心掛けなければなりません。